

証券コード 2391  
2021年10月5日

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目31番



## 第36回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネットによる、事前の議決権の行使（行使期限：2021年10月25日（月曜日）午後5時まで）をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月26日（火曜日）午前10時  
（なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。）
2. 場 所 東京都港区浜松町一丁目31番  
文化放送メディアプラス12階 文化放送メディアプラスホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 第36期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 役員賞与支給の件  
第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 〈株主様へのお願い〉

当総会におきましては、感染拡大防止に努めた対策を講じますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力ご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

### ◎書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2021年10月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

### ◎インターネットによる議決権行使の場合

39頁から40頁に記載の〈インターネットによる議決権行使のお手続きについて〉をご参照の上、2021年10月25日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

#### 1. 感染拡大防止のための当社の対応

- (1) 出席役員及び株主総会運営スタッフは、マスク等を着用させていただきます。
- (2) 株主総会の議事進行は、例年よりも時間を短縮することを検討しています。
- (3) 株主総会の会場は、間隔を空けた座席配置等を検討しており、会場の座席数は例年より減少する見込みです。このため、当日にご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### 2. 株主様へのお願い

- (1) マスクを必ず着用くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 会場の建物の感染予防対策により、建物に入館の際検温を実施し、発熱等の症状を確認した場合はご入場をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
- (3) 会場入口に設置の消毒液をご利用の上、ご入場くださいますようお願い申し上げます。

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.planet-van.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 事業報告

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いております。国内においてワクチン接種が加速するなかで、持ち直しが期待されるものの、感染力の高い変異株への感染が拡大するなど、終息時期の見通しは立っておらず、先行きは極めて不透明な状況で推移しております。

当社事業が中心的に関わる一般消費財流通業界においては、新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンド需要の落ち込みや、一部の化粧品やOTC医薬品等における個人消費の低迷などの影響があった一方、新たな生活様式や消費活動の変化により、マスクや除菌衛生用品などの感染症対策商品や巣ごもり消費に関連した商品の需要は、引き続き堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社は継続して感染予防策をとるとともに、「プラネット ビジョン2025」に基づき、中立的な立場で「企業間取引における業務効率の追求」「企業間におけるコミュニケーションの活性化」「流通における情報活用の推進」「社会に役立つ情報の収集と発信」を行うことで業界と社会に貢献すべく各施策への取り組みを継続しました。

これらの取り組みの結果、当事業年度の売上高は、主に「基幹EDI」と「販売レポートサービス」の売上増加に支えられ、3,066,992千円（前期比0.5%増）となりました。一方、売上原価は、運用業務のアウトソーシングに伴う費用などが増加し、1,063,059千円（前期比1.4%増）、販売費及び一般管理費は、研究開発費や業務委託費などの増加により、1,298,611千円（前期比1.9%増）となりました。その結果、営業利益は705,321千円（前期比3.3%減）、経常利益は726,688千円（前期比2.9%減）となりました。他方、前期に特別損失として計上した投資有価証券評価損がなかったことなどにより、当期純利益は498,079千円（前期比12.8%増）となりました。

## 事業部門別の売上高

部 門	第35期		第36期(当期)		前期比 増減
	売上高(千円)	構成比(%)	売上高(千円)	構成比(%)	
E D I 事業	2,776,287	91.0	2,806,055	91.5	1.1%
データベース事業	263,952	8.6	250,324	8.2	△5.2%
そ の 他 事 業	12,396	0.4	10,612	0.3	△14.4%
合 計	3,052,636	100.0	3,066,992	100.0	0.5%

プラネットの事業部門は、基幹系サービスである「EDI事業」と、情報系サービスである「データベース事業」「その他事業」から構成されております。

### ① EDI事業

日用品・化粧品、ペットフード・ペット用品、OTC医薬品（一般用医薬品）に加え、健康食品や介護用品などの隣接した各業界において、メーカー・卸売業間の「基幹EDI」のさらなる普及活動を継続しました。

また、業界のオンライン取引の一層の推進を図るべく、主に中小メーカー・大手卸売業間の「Web受注-仕入通信サービス『MITEOS（ミテオス）』」や、卸売業の販売実績をメーカーに通知する「販売データ」を簡易に利用できる「販売レポートサービス」の普及活動に注力しました。その結果、順調にユーザー数が増加し、売上に寄与しました。そのほか、ロジスティクスEDI概要書に基づき、2020年8月に「出荷予定データ※」をリリースしました。今後も、従来の商流を対象としたデータ種に加え、物流業務も対象にして、EDIの普及に向けた活動を継続してまいります。

こうした営業活動のほか、業界インフラとしてより一層の安全性の向上を図るため、障害対応訓練などの取り組みを積極的に行いました。

これらの結果、利用企業数の増加、データ種類の利用拡大等によるEDI通信処理データ量の増加、販売レポートサービスの利用拡大に支えられ、売上高は前期比1.1%の増収となりました。

※卸売業からの発注に基づき、メーカーの出荷予定情報（システム上の倉庫別引当情報）や事前出荷情報（車両別商品情報、車両情報など）を卸売業に通知するデータ

### ② データベース事業

各データベースサービスの付加価値向上のための取り組みを継続しました。

小売業の店舗や、卸売業の支店・物流センターなどを示す「標準取引先コード」

を蓄積した「取引先データベース」において、さらなる機能改善に向けた調査を継続しました。

また、日用品・化粧品、ペットフード・ペット用品、OTC医薬品などのナショナルブランドの商品情報を蓄積した「商品データベース」においては、商品情報の収集に努め、一般財団法人流通システム開発センターが提供する多言語商品情報アプリ（Mu l p i）への商品情報提供を継続しました。

しかし、EDI通信処理データ量の増加を促すべく改定した料金体系において、取引先データベースの利用料金を可変長方式EDIの利用料金に含まれるように設計した結果、取引先データベースの売上高が減少し、売上高は前期比 5.2%の減収となりました。

### ③ その他事業

AI・ビッグデータ活用の調査研究、そして開発への取り組みを継続しました。

しかし、売上高は前期比 14.4%の減収となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は、184,221千円であり、主なものは次のとおりであります。

EDIサービスシステム改善投資	82,574千円
データベースサービスシステム改善投資	53,937千円
社内システム改善投資	14,917千円

## (3) 資金調達の状況

当事業年度において資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は感染拡大防止のために人々の生活様式に様々な変化をもたらすとともに、地球規模の気候変動の影響による環境への意識の高まりなどにより、人々の価値観、働き方、購買行動などが大きく変化していくことが予想されています。当社事業が中心的に関わる一般消費財流通業界においては、この影響により変化への対応が引き続き求められるものと考えられます。この中で同業界の業務のIT化については、企業の経営合理化推進とあいまって伸長が見込まれるものと考えられます。

当社はこのような状況を踏まえて次のような事業展開を進めてまいります。

## ① E D I 事業

通信技術の進歩に伴い、製品製造の資材調達からその製品が消費者の手に渡るまでのすべてのプロセスを効率化・改善・管理していくためのデータ交換が必要とされております。

そのために、メーカーと卸売業間の「基幹E D I サービス」等の普及を推進してまいります。また、一般消費財流通業界の物流における課題の早期改善に貢献すべく、物流関連のデータ交換の標準化を目指し、「ロジスティクスE D I」を推進してまいります。また、E D I は企業の基幹系業務の効率化には欠かせない機能であることから、特に卸売業にとって取引先メーカーのE D I 利用によるオンライン化比率の向上が課題となっていることを受けて、本格的なE D I 利用が進まない中小規模メーカーへ、簡易にE D I 利用ができる「Web受注-仕入通信サービス『M I T E O S』」を引き続き提案してまいります。

進化する情報通信環境に応じたデータ通信手順の選択、先進的な技術を基盤としたより安全で強固なシステムの構築等の取り組みを鋭意継続するとともに、日用品・化粧品、ペットフード・ペット用品及びO T C医薬品に加え、健康食品や介護用品等の隣接する各業界へのE D I 普及活動を続け、中長期的に安定した成長を目指してまいります。

## ② データベース事業

「取引先データベース」については、全国の小売業店舗・卸売業拠点約 45 万件の情報を常にメンテナンスして、メーカーがE D I とともに利用するマーケティング情報として有効に活用できるよう利用価値を高め、営業活動等を通じて一層の利用拡大を図ってまいります。

「商品データベース」については、商品の規格情報・商品画像情報等の一層の拡充に努めるとともに、登録推進・利用促進を図ってまいります。

## ③ その他事業

引き続き調査研究の継続や新規サービスの開発の取り組みを進めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期	第33期 2017年8月1日から 2018年7月31日まで	第34期 2018年8月1日から 2019年7月31日まで	第35期 2019年8月1日から 2020年7月31日まで	第36期(当期) 2020年8月1日から 2021年7月31日まで
売 上 高(千円)	2,998,645	3,026,120	3,052,636	3,066,992
経 常 利 益(千円)	718,813	722,905	748,753	726,688
当 期 純 利 益(千円)	536,882	491,007	441,723	498,079
1株当たり当期純利益(円)	80.97	74.05	66.62	75.12
純 資 産(千円)	4,442,829	4,459,481	4,421,926	4,833,021
1株当たり純資産額(円)	670.02	672.53	666.87	728.86
総 資 産(千円)	5,488,297	5,389,979	5,314,042	5,819,673

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第34期の期首から適用しており、第33期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社は、歯磨、石鹸、化粧品、芳香剤、紙製品、ワックス、医薬品、衛生用品、日用雑貨品、化粧雑貨品、ペット用品等の流通に関するコンピュータ利用システムの研究、開発、情報の提供及びコンサルティング、通信処理の受託及び仲介、コンピュータシステムの運営管理を主要な事業内容としております。

(8) 事業所 本社 東京都港区浜松町一丁目31番

## (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	—	46.1歳	15.0年

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,632,800株（自己株式1,912株を含む）
- (3) 株主数 3,887名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
ラ イ オ ン 株 式 会 社	1,066,400	16.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会 社 イン テ ッ ク ロ ）	1,058,400	15.96
ユ ニ ・ チ ャ ー ム 株 式 会 社	300,800	4.54
株 式 会 社 資 生 堂	300,800	4.54
サ ン ス タ ー 株 式 会 社	300,800	4.54
ジ ョ ン ソ ン 株 式 会 社	300,800	4.54
エ ス テ ー 株 式 会 社	300,800	4.54
日 本 製 紙 ク レ シ ア 株 式 会 社	300,800	4.54
牛 乳 石 鹼 共 進 社 株 式 会 社	300,800	4.54
和 田 昌 彦	182,000	2.74

- (注) 1 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会社インテックロ）の持株数1,058,400株は株式会社インテックから同信託銀行へ信託設定された信託財産であります。信託契約上当該株式の議決権は株式会社インテックが留保しております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において会社役員が有する新株予約権の内容の概要  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	玉 生 弘 昌	
代表取締役社長	田 上 正 勝	執行役員社長
専務取締役	松 本 俊 男	執行役員専務 事業推進管轄役員
取 締 役	山 崎 哲 哉	執行役員 経営管理管轄役員 兼社長室長
取 締 役	濱 逸 夫	ライオン株式会社 代表取締役、会長 取締役会議長、最高経営責任者
取 締 役	北 岡 隆 之	株式会社インテック 代表取締役社長 T I S株式会社 取締役 一般社団法人テレコムサービス協会 会長
取 締 役	吉 松 徹 郎	株式会社アイスタイル 代表取締役社長 U Tグループ株式会社 社外取締役
取 締 役	坂 田 政 一	K Y B株式会社 社外取締役 U L Sグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	黒 岩 昭 雄	
監 査 役	岩 成 真 一	
監 査 役	鎌 田 竜 彦	鎌田公認会計士事務所 代表 コマニー株式会社 社外監査役

- (注) 1 取締役濱逸夫、北岡隆之、吉松徹郎、坂田政一の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役岩成真一、鎌田竜彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役吉松徹郎、坂田政一、監査役岩成真一、鎌田竜彦の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 4 監査役鎌田竜彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 取締役廣田光次氏は2020年10月20日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役ならびに執行役員であり、常勤取締役及び常勤監査役が、その保険料の一部を負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	9名	205,993千円	(うち社外取締役5名 7,168千円)
監査役	3名	25,100千円	(うち社外監査役2名 6,200千円)

(注) 1 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額34,000千円及び役員退職慰労引当金の繰入額23,675千円を含んでおります。

2 上記のほか、2020年10月20日開催の第35回定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額(当事業年度以前の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額を除く)は以下のとおりであります。

社外取締役	1名	650千円
-------	----	-------

3 上記の報酬は固定報酬のみであり、業績連動報酬及び非金銭報酬はありません。

4 取締役の金銭報酬の額は、2015年10月27日開催の第30回定時株主総会において、年額3億円以内(うち社外取締役は年額3,000万円以内)と決議しております。当該定時株主総会最終時点での取締役の員数は7名(うち社外取締役3名)です。

5 監査役の金銭報酬の額は、2015年10月27日開催の第30回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会最終時点での監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)です。

## ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は2021年2月開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

### イ. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬に関しては、業界や企業規模などを考慮して適正な水準で定められた固定報酬のみとしております。

固定報酬の内、月額報酬については取締役処遇規程に基づき役位に応じて設定された算定の基準の範囲内で、職責、貢献度、在任年数に応じて、業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

役員賞与については定時株主総会により決議された額を、取締役処遇規程に定められた役位ごとの配分基準に従って配分しております。

退職慰労金については、取締役退職慰労金規程に定められた、各役位別の基準額に、在任年数を乗じた額の累計を支給しております。

### ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会決議に基づき、代表取締役会長玉生弘昌氏が委任を受けて、上記の決定方針に基づき決定します。また、決定案については社外取締役に諮問を行い、社外取締役は総合的な検討を行った上で必要な意見を述べ、決定の際にはその意見を最大限尊重することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

上記の決定方針において、取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役会長玉生弘昌氏が委任を受けて決定することとしております。

当該権限を委任した理由としては、当社を取り巻く環境や、当社の経営状況等を最も熟知しており、各取締役の職責、貢献度等を考慮した総合的な評価ができると判断したためであります。

委任する権限の内容は、各取締役の固定報酬の額といたします。また、決定案については社外取締役に諮問を行い、社外取締役は総合的な検討を行った上で必要な意見を述べ、決定の際にはその意見を最大限尊重することとしております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役濱逸夫氏は、ライオン株式会社の代表取締役を兼務しております。同社は当社の株式を保有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。また、同社は当社の通信処理サービスを利用しております。

社外取締役北岡隆之氏は、株式会社インテックの代表取締役を兼務しております。同社は当社の株式を保有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。また、同社は当社のネットワークの運用監視業務及びシステム開発を受託しております。

なお、同氏はT I S株式会社の取締役を兼務しております。同社は株式会社インテックの完全親会社であります。

また、同氏は、一般社団法人テレコムサービス協会の会長を兼務しております。当社と同協会の間には特別な関係はありません。

社外取締役吉松徹郎氏は、株式会社アイスタイルの代表取締役を兼務しております。当社と同社との間には特別な関係はありません。

また、同氏は、UTグループ株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同社の間には特別な関係はありません。

社外取締役坂田政一氏は、KYB株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同社の間には特別な関係はありません。

また、同氏は、ULSグループ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と同社の間には特別な関係はありません。

社外監査役鎌田竜彦氏は、鎌田公認会計士事務所の代表を兼務しております。当社と同所の間には特別な関係はありません。

また、同氏はコマニー株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と同社の間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
濱 逸 夫 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、他の上場企業の代表取締役としての知識と経験から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
北 岡 隆 之 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、大手情報サービス企業の代表取締役及び上場企業の取締役としての知識と経験から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
吉 松 徹 郎 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、他の上場企業の代表取締役としての知識と経験から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
坂 田 政 一 (社外取締役)	2020年10月の就任後、開催した取締役会10回全てに出席し、他の上場企業及びそのグループ会社入社時に培った、業務や経営に関する幅広い知識や見識等をもとに、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
岩 成 真 一 (社外監査役)	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席するとともに、監査役会13回全てに出席し、議案の審議等に際し必要な発言を行っております。
鎌 田 竜 彦 (社外監査役)	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席するとともに、監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士としての専門の見地から、議案の審議等に際し必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額	14,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合監査役は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、当社監査役会は、会計監査人の解任または不再任の方針に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### I 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は『企業理念』に則った「企業行動憲章」並びに「企業行動指針」を制定し、役員及び従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え行動するように定める。
- ② コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする『コンプライアンス委員会』を設置し、法務・コンプライアンス室が事務局を務める。
- ③ 監査役及び法務・コンプライアンス室の監査担当者は連携した監査等を通じてコンプライアンス上の状況・問題点を把握し、コンプライアンス委員会に報告する。報告を受け、コンプライアンス委員会は問題点の改善に努める。
- ④ コンプライアンスを確保するため、コンプライアンス上疑義のある行為について、常勤監査役を窓口として使用人が直接通報する社員通報窓口を設置する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 企業理念である「流通業界の情報インフラストラクチャー」としての役割を果たすため、ユーザー情報や社内情報についてその機密性を尊重し、適切な情報管理（作成・保存）を行う。
- ② 実現を確実にするためISO/IEC 27001が示す原則及び規範・基準等に則り適切な情報管理を推進する。
- ③ 情報セキュリティ担当役員を委員長とする「情報セキュリティ委員会」がセキュリティ監査の報告等を踏まえ、主体的に問題点の改善や答申等を進める。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について規範・規程を定め、適切に整理・保存する。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が関連諸規程に則り実施されているか監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理に関する総括責任者として、リスク管理担当役員を責任者とする『事業継続計画委員会』を設置し、全社横断的なリスク管理体制を設ける。
- ② 万が一、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「事業継続計画」に基づき代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。
- ③ 監査役及び法務・コンプライアンス室の監査担当者は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を執行役員会に報告する。執行役員会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営上の重要な意思決定と取締役の職務執行並びに執行役員業務の業務執行の監督を行う。
- ② 業務執行の強化と意思決定の迅速化を意図して執行役員制度を導入し、原則として月2回の執行役員会を開催し、業務執行に関する意思決定を迅速に行う。
- ③ 事業運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度計画を立案し、全社的な目標設定と管理を行う。

## (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

- ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役と取締役会が協議のうえ指名する。監査役が要請する期間は指名された使用人の指揮・命令・考課の権限は監査役に移譲される。

- ② 監査役の職務を補助する使用人の異動及び考課については監査役の同意を必要とする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告するよう指導・徹底を図る。
  - ② 監査役は重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行の状況を把握するため「取締役会」に出席する。加えて常勤監査役は、「執行役員会」、「コンプライアンス委員会」等重要な会議に出席して職務の執行状況を把握するとともに、主要な稟議書及び職務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役または使用人に説明を求める。その状況に関して社外監査役とも情報交換を密にして共有化を図り、監査の実効性確保に努める。
  - ③ 監査役の有する独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、その職務を補助する使用人及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査成果の達成を図る。
- (7) 反社会的勢力を排除するための体制
  - ① 当社は「企業行動憲章」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との対決姿勢を貫く。
  - ② また、対応統括部署において、情報を一元的に管理し外部機関との連携を図る。

## II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 内部統制基本方針の改定

当社は少なくとも年一度、内部統制基本方針について関連法令の改定や内外環境の変化等を踏まえて、見直しの要否を検討しております。当事業年度においては、2020年8月24日の当社取締役会において前年の方針の継続の決議を行っております。

### (2) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社は代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的開催することによって、コンプライアンスの状況を把握するとともに問題点の改善に努めております。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する状況

情報セキュリティ担当役員を委員長とする情報セキュリティ委員会を定期的開催するとともにIT全般統制に係る監査を年1回行い、問題点の洗い出し及びその改善を進めております。



#### (4) 損失の危機の管理についての取り組みの状況

当社はリスク管理担当役員を責任者とする事業継続計画委員会を定期的を開催し、全社横断的にリスク管理体制の検証及び見直しを行っているとともに、同委員会が主催する、大規模災害等を想定したシステム障害の対策訓練を定期的を実施することによって、不測の事態に備えております。

#### (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることに対する取り組みの状況

当社は執行役員制度を導入し原則として月1回執行役員会を開催することにより、迅速で機動的な意思決定を行っております。

取締役会は原則として月1回開催し、社外取締役及び常勤監査役・社外監査役も出席し経営上の重要な意思決定について、活発な意見交換が行われており、監督の実効性は確保されているものと考えております。

#### (6) 監査役の監査が実効的に行われていることに対する取り組みの状況

監査役会は原則として月1回開催し、監査に関する重要な事項について、報告・協議を行っております。

また、監査役及び社長から直接指示を受けた担当部署による業務監査にて、コンプライアンス、情報セキュリティ、リスク管理状況等も含めた監査を行うことによって複合的に業務の適正を確保するための体制を担保しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸 借 対 照 表

(2021年7月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,039,320</b>	<b>流動負債</b>	<b>502,216</b>
現金及び預金	2,526,518	買掛金	151,781
売掛金	488,670	未払金	74,049
前払費用	9,898	未払費用	22,993
その他	14,332	未払法人税等	143,711
貸倒引当金	△100	賞与引当金	25,497
		役員賞与引当金	34,000
<b>固定資産</b>	<b>2,780,352</b>	その他	50,183
<b>有形固定資産</b>	<b>17,212</b>	<b>固定負債</b>	<b>484,435</b>
建物	4,853	繰延税金負債	14,500
器具及び備品	12,359	退職給付引当金	240,112
<b>無形固定資産</b>	<b>472,871</b>	役員退職慰労引当金	219,325
ソフトウェア	371,965	資産除去債務	10,497
ソフトウェア仮勘定	99,522	<b>負債合計</b>	<b>986,652</b>
電話加入権	1,383	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,290,268</b>	<b>株主資本</b>	<b>4,325,526</b>
投資有価証券	1,144,694	資本金	436,100
関係会社株式	872,494	資本剰余金	127,240
敷金及び保証金	55,844	資本準備金	127,240
保険積立金	177,837	<b>利益剰余金</b>	<b>3,763,974</b>
その他	39,416	利益準備金	18,700
貸倒引当金	△18	その他利益剰余金	3,745,274
		別途積立金	950,000
		繰越利益剰余金	2,795,274
		<b>自己株式</b>	<b>△1,788</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>507,494</b>
		その他有価証券評価差額金	507,494
		<b>純資産合計</b>	<b>4,833,021</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,819,673</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>5,819,673</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,066,992
売 上 原 価	1,063,059
売 上 総 利 益	2,003,933
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,298,611
営 業 利 益	705,321
営 業 外 収 益	21,367
受 取 利 息	23
受 取 配 当 金	6,489
有 価 証 券 利 息	10,612
雑 収 入	4,241
経 常 利 益	726,688
特 別 損 失	4,267
固 定 資 産 除 却 損	4,267
税 引 前 当 期 純 利 益	722,421
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	244,865
法 人 税 等 調 整 額	△20,523
当 期 純 利 益	498,079

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位 千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
				別途積立金			
当 期 首 残 高	436,100	127,240	127,240	18,700	910,000	2,612,377	3,541,077
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△275,182	△275,182
別途積立金の積立	—	—	—	—	40,000	△40,000	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	498,079	498,079
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	40,000	182,896	222,896
当 期 末 残 高	436,100	127,240	127,240	18,700	950,000	2,795,274	3,763,974

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,788	4,102,629	319,296	319,296	4,421,926
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△275,182	—	—	△275,182
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	498,079	—	—	498,079
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	188,198	188,198	188,198
事業年度中の変動額合計	—	222,896	188,198	188,198	411,094
当 期 末 残 高	△1,788	4,325,526	507,494	507,494	4,833,021

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

また、社債のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 8年～18年

器具及び備品 5年～20年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、のれんについては5年間の定額法、またソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 退職給付引当金……………従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	62,095千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	38,213千円
短期金銭債務	182,087千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売    上    高	199,450千円
仕    入    高	788,061千円
その他の営業取引高	77,523千円
営業取引以外の取引高	163,852千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数   普通株式       6,632,800株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数       普通株式       1,912株
3. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決    議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年10月20日 定時株主総会	普通株式	139,248千円	21円	2020年 7月31日	2020年 10月21日
2021年2月22日 取締役会	普通株式	135,933千円	20円50銭	2021年 1月31日	2021年 4月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

①配当金の総額	139,248千円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	21円
④基準日	2021年7月31日
⑤決議予定日	2021年10月26日
⑥効力発生日	2021年10月27日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については大半を短期的な預金で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、一部の余剰資金を高い利回りで運用することを目的として債券及びデリバティブを組み込んだ複合金融商品への投資を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券並びに関係会社株式は、業務上の関係を有する会社の株式、その他有価証券の債券、デリバティブを組み込んだ複合金融商品であり、市場価格の変動、為替変動等によるリスクを有しておりますが、時価評価及びポジション等の内容は定期的に執行役員会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,526,518	2,526,518	—
(2) 売掛金	488,670		
貸倒引当金(※)	△100		
	488,570	488,570	—
(3) 投資有価証券	1,144,694	1,144,694	—
(4) 関係会社株式	525,685	525,685	—
資産計	4,685,469	4,685,469	—
(1) 買掛金	151,781	151,781	—
(2) 未払金	74,049	74,049	—
(3) 未払法人税等	143,711	143,711	—
負債計	369,542	369,542	—

※ 売掛金に含まれる貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券 (4) 関係会社株式

これらの時価については、株式は取引所の価格等によっており、債券は取引先金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	346,808

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(3)投資有価証券、(4)関係会社株式には含まれておりません。



(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	9,415千円
賞与引当金	7,802千円
退職給付引当金	73,474千円
役員退職慰労引当金	67,113千円
投資有価証券評価損	38,874千円
資産除去債務	3,212千円
その他の投資評価損	3,429千円
その他	<u>6,424千円</u>
繰延税金資産計	<u>209,746千円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△223,765千円
資産除去債務	<u>△481千円</u>
繰延税金負債計	<u>△224,246千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△14,500千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	㈱インテック	山 富 山 県 富 山 市	20,830	情報・通信業	(被所有)直接16.1	兼任1名	ネットワークの運用業務の監視及びシステム開発	ネットワークの運用監視の委託(注2)	788,061	買掛金	143,090
								システム開発(注2)	163,852	未払金	22,008
その他の関係会社	ライオン㈱	東 京 都 墨 田 区	34,433	日用品製造販売業	(被所有)直接16.1	兼任1名	通信処 理サー 等 の 提供	通信処 理サー 等 の 提供(注2)	199,450	売掛金	38,213

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。  
 2 取引条件については、市場動向等を勘案して一般取引条件を参考に決定しております。  
 3 ㈱インテックの議決権被所有割合の直接には、退職給付信託口を含んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 728円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 75円12銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月8日

株式会社プラネット  
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 岡本 悟

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 三島 陽

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社プラネットの 2020 年 8 月 1 日から 2021 年 7 月 31 日までの第 36 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ

て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及び執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月10日

株式会社プラネット	監査役会
常勤監査役	黒岩昭雄 ㊞
監査役(社外監査役)	岩成真一 ㊞
監査役(社外監査役)	鎌田竜彦 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の実施に努めてまいりたいと存じます。当期の期末配当につきましては、当期の業績を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円

総額139,248,648円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年10月27日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 40,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 40,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) 公告方法の変更

周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

##### (2) 取締役の任期

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役全員（8名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数	当社との特別の 利 害 関 係
1	たまにゅうひろ まさ 玉 生 弘 昌 (1944年9月8日生)	1985年8月 当社 常務取締役 1988年12月 当社 専務取締役 1993年10月 当社 代表取締役社長 2004年1月 当社 代表取締役社長 執行役員社長 2012年10月 当社 代表取締役会長（現任）	80,000株	なし
2	た がみ まさ かつ 田 上 正 勝 (1964年3月9日生)	1993年3月 当社入社 2006年10月 当社 執行役員 情報技術本部ネット ワーク企画部長 2008年10月 当社 取締役 執行役員 情報技術本部副本部長兼ネ ットワーク企画部長 2010年10月 当社 常務取締役 執行役員常務 ネットワーク本部副本 部長兼ネットワーク企画部長 2012年10月 当社 代表取締役社長 執行役員社長（現任）	10,100株	なし



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	当社との特別の 利 害 関 係
3	まつもととしお 松本俊男 (1959年2月19日生)	1981年4月 株式会社インテック入社 2013年4月 同社 執行役員 C I O情報システム 部長 2014年6月 同社退社 2014年7月 当社入社 執行役員 参与 2014年10月 当社 取締役 執行役員C I O 2015年10月 当社 常務取締役 執行役員常務 C I O 2016年4月 当社 常務取締役 執行役員常務 ネットワーク推進本部長 2018年8月 当社 常務取締役 執行役員常務 事業推進管轄役員 2020年10月 当社 専務取締役 執行役員専務 事業推進管轄役員 (現任)	2,800株	なし
4	やまさきてつや 山崎哲哉 (1956年9月12日生)	1980年4月 日本航空株式会社入社 2005年4月 同社 経理・財務、収入管理部 次長 2008年4月 同社 運航本部企画室 統括次長 2016年6月 当社入社 参与 2016年10月 当社 取締役 執行役員 経営本部長 2018年8月 当社 取締役 執行役員 経営管理管轄役員 2019年8月 当社 取締役 執行役員 経営管理管轄役員 兼社長室長 (現 任)	1,600株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数	当社との特別の 利 害 関 係
5	かわ むら わたる 川 村 渉 (1963年4月23日生)	2005年6月 当社入社 2008年10月 当社 営業本部 営業部長 2012年10月 当社 執行役員 ネットワーク本部副 本部長兼ネットワーク企画部長 2013年10月 当社 執行役員 ネットワーク本部長 兼ネットワーク企画部長 2018年8月 当社 執行役員 経営担当役員（現 任）	0株	なし
6	きく かわ まさ ずみ 掬 川 正 純 (1959年10月26日生)	1984年4月 ライオン株式会社入社 2012年3月 同社 取締役、執行役員、 ヘルス&ホームケア事業部門・特販事 業本部分担、ヘルス&ホームケア事業 本部長、宣伝部・生活者行動研究所・ 流通政策部担当 2018年3月 同社 代表取締役、専務執行役員、 企業倫理担当、ウェルネス・ダイレク ト事業本部分担、国際事業本部分担、 化学品事業全般担当 2019年1月 同社 代表取締役、社長執行役員、 最高執行責任者（現任）	0株	当社はライオン株式会社に対し、通信処理サービスを提供しております。
7	きた おか たか ゆき 北 岡 隆 之 (1960年12月14日生)	1984年4月 株式会社インテック入社 2005年1月 同社 プロダクトソリューション営業 部長 2016年4月 同社 執行役員 企画本部長 2017年4月 同社 常務執行役員 企画本部長 2018年4月 同社 代表取締役社長（現任） 2018年6月 T I S株式会社 取締役（現任） 2018年10月 当社 取締役（現任） 2021年6月 一般社団法人テレコムサービス協会会 長（現任）	0株	当社は株式会社インテックに対しネットワークの運用監視業務及びシステム開発を委託しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
8	よしまつてつろう 吉松徹郎 (1972年8月13日生)	1996年4月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現アクセンチュア株式会社)入社 1999年7月 有限会社アイ・スタイル(現株式会社アイスタイル)設立 代表取締役社長(現任) 2016年6月 UTグループ株式会社 社外取締役(現任) 2018年10月 当社 取締役(現任)	0株	なし
9	さかたまさかず 坂田政一 (1959年8月2日生)	1983年4月 富士ゼロックス株式会社入社 2007年4月 同社 広報宣伝部長 2010年4月 富士ゼロックスアドバンステクノロジー株式会社 常務執行役員 2011年6月 同社 取締役常務執行役員 2015年6月 富士ゼロックス情報システム株式会社 専務執行役員 2017年6月 富士ゼロックスアドバンステクノロジー株式会社 代表取締役社長 2019年4月 富士ゼロックス株式会社 シニアアドバイザー 2020年6月 KYB株式会社 社外取締役(現任) 2020年6月 ULSグループ株式会社 社外監査役 2020年10月 当社 取締役(現任) 2021年6月 ULSグループ株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)	0株	なし

- (注) 1 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2021年7月31日現在の状況を記載しております。
- 2 川村渉氏、掬川正純氏は新任候補者であります。
- 3 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 掬川正純氏、北岡隆之氏、吉松徹郎氏及び坂田政一氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 当社は吉松徹郎氏、坂田政一氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

- (3) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等
- ① 掬川正純氏につきましては、ライオン株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておりますことから取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は、これらの経験や見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に対し適切な助言を期待しております。
  - ② 北岡隆之氏につきましては、株式会社インテックの代表取締役社長及びT I S株式会社の取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び情報技術分野での専門的な知識・経験を有しておりますことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は、これらの経験や見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に対し適切な助言を期待しております。  
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年になります。
  - ③ 吉松徹郎氏につきましては、株式会社アイスタイルの創設時から代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験や化粧品を中心とする業界に関する幅広い知識等を有しておりますことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後はこれらの経験や知識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に対し適切な助言を期待しております。  
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年になります。
  - ④ 坂田政一氏につきましては、富士ゼロックス株式会社及びそのグループ会社  
在籍時に培った、業務や経営に関する幅広い経験や見識等を有しております  
ことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。  
選任後はこれらの経験や見識をもとに、当社の経営を監督していただく  
とともに、当社の経営全般に対し適切な助言を期待しております。  
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時  
をもって1年になります。
- (4) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、北岡隆之氏、吉松徹郎氏、坂田政一氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、北岡隆之氏、吉松徹郎氏、坂田政一氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
- (5) 本議案が承認可決され、掬川正純氏が当社取締役に就任された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、掬川正純氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- (6) 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別の 利害関係
ふじ た ゆたか 藤田 裕 (1958年10月18日生)	1983年10月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1991年1月 本郷公認会計士事務所（現辻・本郷税理士法人）入所 2002年4月 辻・本郷税理士法人 参与（現任） 2014年12月 アジア航測株式会社 監査役 2015年12月 同社 取締役（監査等委員）（現任） 2018年1月 辻・本郷監査法人 代表社員（現任）	0株	なし

- (注) 1 藤田裕氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 2 藤田裕氏につきましては、同氏がこれまで培ってきた公認会計士としての経験及び上場企業での取締役（監査等委員）の経験等を当社監査体制に活かし、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できることから、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
- 3 藤田裕氏が監査役に就任した場合は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
- 4 藤田裕氏が監査役に就任した場合は、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、藤田裕氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります。藤田裕氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の常勤取締役4名に対し、役員賞与総額34,000,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に對する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。また、本議案の内容は、当社が定める取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿ったものであり、その内容は相当であるものと判断しております。

#### 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される濱逸夫氏に対し、在任中の労に報いるため、「取締役退職慰労金規程」に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。また、本議案の内容は、当社が定める取締役の報酬等の内容に係る決定方針に沿ったものであり、その内容は相当であるものと判断しております。

氏	名	略	歴
はま 濱	いつ 逸	お 夫	2012年10月 当社 社外取締役（現在に至る）

以 上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、T L S 暗号化通信を指定されていない場合等、Proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2021年10月25日（月曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
  - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
  - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。
  - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
  - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

<p>システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク） 電話0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）</p>
--







# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町一丁目31番 文化放送メディアプラス

12階 文化放送メディアプラスホール

交通：JR：山手線・京浜東北線 「浜松町駅」 北口正面

都営地下鉄：浅草線・大江戸線 「大門駅」 B1出口前

会場の建物の入口は2階にございますので、建物前の階段またはエレベータにてお越しください。

